

## 唐津・鎮西ウィンドファーム（仮称）設置計画に係る計画段階環境配慮書に対する 意見書の提出について

- 1 配慮書について環境の保全の見地から意見をお持ちの方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2 意見書には法令\*の規定に基づき、意見書を提出される方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を必ずご記入ください。

※「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予想及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第13条

- 3 意見書を提出される場合は、添付の意見書様式又は縦覧場所に備え付けの意見書用紙をご利用ください。  
なお、意見が1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、右上の（No. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所のご記入をお願いします。

- 4 意見書の提出は、弊社宛に郵送していただくか、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函ください。

〔郵送先〕

〒810 - 0004 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号 小学館ビル3階  
九電みらいエナジー株式会社 企画本部（環境担当）宛

- 5 意見書の提出期限は、平成28年4月8日（金）〔郵送の場合は、当日消印有効〕です。